

# 刈谷市電力・ガス・食料品等価格高騰 低所得世帯支援給付金（7万円/1世帯）のご案内

受給には令和6年3月29日までに手続きが必要です

## 給付金の支給額

1世帯あたり7万円

## 給付金の支給時期

刈谷市が確認書を受理した日からおおむね2～3週間後が目安です。

## 支給対象と受給手続

### 支給対象となる世帯

世帯全員の令和5年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯



### 刈谷市から確認書が届きます

(要返送)

※一部申請が必要な場合があります。  
令和5年12月1日時点で刈谷市に住民登録のある世帯に確認書が送付されます。



### 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 給付内容や支給対象の確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 内容を確認して、刈谷市に返信してください。

#### 【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないこと
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③世帯の中に、他市区町村による同様の給付金を受給した者またはその者と同じ世帯にいた者がいないこと

### 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 刈谷市の確認が終わり次第、順次、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書に必要な事項を記入して、添付書類とともに返信してください。

## お問い合わせ



刈谷市電力・ガス・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金専用ダイヤル

**0566-93-5191** 受付時間 平日9:00～17:00（土日祝を除く）

**!** 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

**DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※<sup>1</sup>でも受給できる場合があります**

## 刈谷市電気・ガス・食料品等価格高騰 低所得世帯支援給付金（7万円／1世帯）のご案内

- DV等で住所地※<sup>2</sup>を離れ、刈谷市内に避難中の方も、ご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、受給することができます。
- 給付金を受給するためには、刈谷市での**手続きが必要**です。

※<sup>1</sup> 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

※<sup>2</sup> このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

### 支給対象と支給額

令和5年12月1日時点で刈谷市内に避難しており、世帯全員が令和5年度「住民税均等割が非課税」の世帯に対し、1世帯あたり7万円を支給します。

### 手続き・支給要件・必要書類等

**Q 住民票がある世帯で配偶者が給付金を受給しましたが、私は給付金を受給できますか？**

**A** 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、給付金を受給できます。

「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」と「刈谷市電力・ガス・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金申請書」をご提出ください。

**DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）**

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書等

### 申請先（申出書 / 申請書の配布先）

刈谷市役所 生活福祉課

申出書/申請書は、市ホームページからダウンロードもできます。

### 申請期間

令和6年1月9日（火）～

令和6年3月29日（金）

※お問い合わせについては、裏面記載の問い合わせ先にご連絡ください。